

海老名市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により平成28年3月23日に提出された海老名市職員措置請求について、同法第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を別紙のとおり公表する。

平成28年5月18日

海老名市監査委員 三 田 弘 道

海老名市監査委員 雨 宮 徳 明

海老名市監査委員 倉 橋 正 美

第1 請求の受付

1 請求人

省略

2 請求書の提出

本件措置請求書は、請求人から平成28年3月23日に提出された。

3 請求の要旨

請求人から提出された請求書の要旨は次のとおりである。

（内容は原文のまま。）

請求の要旨

スマートフォンアプリ「海老名市E X T r a v e l」制作業務における入札不実施の件は、本来入札が行われれば非常にやすく製作ができた。私の見積によれば、約330万円である。660万円のお金が無駄になった。

理由書の中では、次の特許が入札不実施の理由としてあがっている。

（1） カメラに目的地までの矢印が出る。

（2） Jアラートと連動した避難所誘導

次のことが反論できる。

（1） 矢印は方位を示し、通常の地図上の表記以上の誘導の効果を有しない。

（2） Jアラート自体、連動を目的としたものであり、新規性はない。他の会社も実施できる。

職員（商工課長、経済環境部長）による660万円の補てんを希望する。

4 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成28年3月23日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件措置請求は、経済環境部商工課が所管したスマートフォンアプリ「海老名市E X T r a v e l」制作業務に係る委託契約（以下「本件契約」という。）について、随意契約とする理由がないにも関わらず随意契約の方法により契約を締結したものであり、入札を行っていればより安価に契約できたとして、当該契約に係る差額分の補てんを求めるものである。

したがって、本件契約が、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な契約の締結」に当たるかについてを監査対象事項とした。

2 監査対象部課

経済環境部商工課、財務部契約検査課、市長室I T推進課

3 請求人の陳述及び証拠の提出

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づく陳述の機会を設けたところ、請求人が監査委員に陳述した要旨は次のとおりである。

なお、請求人は、請求人作成資料「『えびな元気ナビ』発注における不当」をプロジェクターでスクリーンに映し出しながら陳述を行った。

（1） 住民監査請求制度について

住民監査請求とは、住民からの指摘で行政の合理的でないところを合理的に導くという唯一の制度であり、一般的な人が見て不当だと思うことに対し、これを正す制度である。

（2） 監査に当たっての技術的知識について

今回はスマートフォンアプリに関することであり、監査委員は技術的なことを理解した上で判断する必要がある。

（3） 契約金額の妥当性について

3月20日付けの読売新聞神奈川版に載っているように、今回のアプリケー

ションについて、基本機能の部分は I T 専門学校の学生でも作成できるものである。入札が行われれば、基本的には人件費のみで、開発期間は 1 か月程度のものであり、2 名分の人件費で 330 万円として応札する業者があっても当然である。

(4) 随意契約理由について

ア スマートフォンの画面上に目的地を映すと、画面上に目的地の方向を示す矢印が表示される機能があることを理由としているが、画面上には目的地までの道順が表示されれば十分であり、画面上に目的地への直線方向を示す機能は効果がなく、有っても無くても良い程度のレベルのものである。

イ J アラートと連携した避難所誘導機能があることを理由としているが、J アラート自体が様々なところで連携することを前提にしているものであり、また、GPS 機能で位置が正確に出るとされているが、そもそも GPS とはそういうものであり、特に特許性はなく、特許として成立はしないと思う。

ウ 特許製品の売込があった時、一般企業では同じ機能のものを安く仕入れる使命があることから競合他社を呼び、同様の機能又は効果が出せないか確認をするものである。

エ 商工課担当者は、特許の明細書を持っておらず、私の請求により当該明細書を取り寄せたものである。したがって、特許の内容について深く検討しないで、契約相手方を一社に決定したのは非常に不自然である。

以上のことから、入札によれば本件契約は 330 万円で契約できたと考えられ、契約金額 990 万円との差額 660 万円について、経済環境部長及び商工課長に対して返還を求める。

4 市関係職員の陳述の聴取

平成 28 年 4 月 12 日に経済環境部商工課、財務部契約検査課及び市長室 I T 推進課の関係職員から陳述の聴取を行ったところ、職員が述べた陳述の要旨は次のとおりである。

(1) 商工課の意見

ア スマートフォンアプリ「海老名市E X T r a v e l」（以下「本件アプリ」という。）の導入の経緯について

平成25年度末に海老名市観光協会が発展的解散をしたことに伴い、海老名市の主導で観光事業・賑わい事業を進めることになった。平成26年度においては、「海老名元気にぎわい振興基本構想」の取りまとめを行い、その中で市内の回遊性の向上が重要であるとの認識のもと、新しいガイドツールとしてスマートフォンアプリの導入を検討した。

イ 請求人の見積りによれば、本件アプリに係る契約の適正金額は約330万円であり、契約金額990万円との差額660万円が無駄であるとされていることについて

請求人が主張する約330万円の算出根拠が不明であるが、本件アプリの特殊性を考えると、本体の開発費用、利用者の身の安全を確保する追加アプリの開発費等相当な費用が生じるものである。

ウ 随意契約の理由について、「矢印により方位を示す機能は、通常の地図上の表記以上の誘導効果を有しない。」とされていることについて

当該機能は、現在、特許出願中であり、目的地までの経路をARカメラ画面上に矢印で表示するという技術は、精度が低い測位環境下においても、アプリ画面上に端末の方向に応じて、現在地から目的地までの進行方向を、矢印で表示することを可能とするものである。目的地への正確な誘導が可能となる機能で、実際の道路をカメラ画面に映して、そこに矢印が表示される形になっている。

ルートの案内中は、進むルート上の方角を矢印で案内するため、初めて海老名市を訪れた方が、迷うことなく安全に楽しく市内を回遊していただくツールとして大変有効となるものであり、通常の地図による案内以上の効果がある。海老名市に繰り返し来訪していただくためにも、大変重要であると考えており、行きたい場所にたどり着けないということを防止する上で、この

機能は大変重要なものである。

エ 随意契約の理由について、「Jアラートは、連動を目的としたものであり、新規性はなく他社でも実施可能である。」とされていることについて

当該機能も、現在、特許出願中であり、Jアラート（緊急地震速報などの全国瞬時警報システム）と連動した避難所完全誘導機能は、防災用のアプリとしては他社製品も確かにあるものの、観光用のアプリと連動したものは他社にはなく、比較対象となるものがない。

観光用アプリとJアラートの連携の必要性の最大の理由は、来訪者に向けた安全・安心の情報を提供できるという点である。防災用のアプリはダウンロードされにくい、観光用のアプリはダウンロードしていただく機会が多くなり、結果として来訪者への安全・安心の情報が提供できるものである。

さらに、Lアラート（避難勧告等、住民の安心・安全に関する情報などの災害情報共有システム）と連携することで強化した防災情報を提供することが可能である。

単に施設案内を行うアプリではなく、安心して海老名市内を楽しんでいただくためには、観光用と防災用が一体となったアプリが効果的であると判断したものである。

以上、本件契約の締結については、特許出願中である上記機能の説明を受け、その重要性及び有効性の観点から契約相手方を選定したものであり、また、契約金額についても他社にはない機能を有するアプリの導入費用として正当な金額であり、よって、職員による660万円の補てんの必要はないものである。

（２） I T推進課の意見

ア I T関係予算の計上について

I T推進課では、次年度予算の積算を行う毎年10月に、情報システムの関連費用に関する調査を実施しており、当該費用を予算計上しようとする各課から「情報システム導入事前協議調書」を提出させている。

そして、当該協議調書を基に、見積金額、機器構成、運用コスト等の妥当性を精査し、その結果を予算編成所管課である企画財政課に報告している。

ただし、補正予算で計上されるＩＴ関係予算については、事前協議は行っておらず、所管課又は企画財政課から金額の妥当性についての調査依頼があった場合に精査を行っている。

イ 本件契約の締結に際しての対応

商工課担当者から本件アプリのデモンストレーションがあるので同席して欲しいとの依頼があり、平成26年10月10日、デモンストレーションに同席した。

本件アプリを導入することについては、特に否定するものはなかったが、導入自体が決まったものではなかったため、導入金額についての精査は行っておらず、補正予算での計上であったため、その内容についてはＩＴ推進課では情報がなく、導入に際しての事前協議も行っていない。

ウ 本件アプリの金額について

本件アプリについては、機能や技術の点で、他社の製品と性能が違うので、金額の精査は難しいが、金額を査定するうえで、システムエンジニアの人件費は１人に付き月額140万円を基本ベースとしている。

エ 公募型プロポーザルの実施について

電算システムの導入、構築等に際しては、機能面、価格面等総合的に判断する必要があること及び公平性、調達コストの適正化等の観点から公募型プロポーザルの実施を庁内各課に求め、選定委員会が組織される場合は、ＩＴ推進課職員も委員として参画している。

(3) 契約検査課の意見

ア 契約の締結方法について

契約締結に際しては、法第234条に規定されているように一般競争入札が原則であり、随意契約は特例的な契約であると捉えており、その基準は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第１号から第９号

までに規定されているところである。また、当該条文の適用に係る基本的な考え方を「海老名市随意契約ガイドライン」で示している。

イ 随意契約締結に係る契約検査課の関わり方について

海老名市契約規則（平成15年規則第20号）で定める随意契約金額の範囲を超える随意契約の締結に際しては、契約締結前に契約検査課長の供覧を義務付けている。

契約検査課長に供覧された際は、受注者が神奈川県資格審査を経て「かながわ電子入札共同システム」に登録されている業者であるか、当該業者を選定した理由とその根拠法令との整合性の確認を行っている。ただし、設計金額の積算については所管課が行うものであるため、契約検査課での確認は行っていない。

ウ 随意契約理由書の作成理由及び作成目的について

海老名市契約規則第30条各号に規定する金額を超える金額での随意契約の締結に際しては、「随意契約理由書」を作成することを「海老名市契約事務マニュアル」で義務付け、全庁に周知している。これは、随意契約の理由の明確化及び当該理由の正当性の判断資料とするためのものである。

エ 随意契約理由書の内容確認について

随意契約による契約に際して、随意契約とする根拠については各所管課で「海老名市随意契約ガイドライン」に沿って判断するものであり、各所管課での判断に至った経過については、契約検査課では確認を行っていない。

本件契約については、随意契約理由書に記載された「現時点でこのような多機能アプリは本件アプリ以外に存在しない。」という文言から適切であると判断した。

第3 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により次のとおり決定した。

1 監査委員の判断

請求人の請求を棄却する。

2 認定した事実

請求人及び関係職員の陳述並びに請求人及び関係課から提出された資料から確認した事実は次のとおりである。

(1) 観光アプリケーション導入の経緯

海老名市では、海老名市を「にぎわいと活力のあるまち」とし、従来の「観光」を包含する「にぎわいづくり」を通して交流人口の増大を図るため、平成27年3月に「えびな元気にぎわい振興基本構想」を策定したところであるが、当該構想の素案の策定の際に、「にぎわいづくり」へ向けたガイドツールとして、まち歩きや名所・名店廻りなどの「観光アプリケーション」を活用していくこととされた。

また、当該アプリケーションの導入に際しては、単に「観光アプリケーション」としてだけではなく、災害発生時には市外からの来訪者に対して災害情報、避難所情報等を提供する必要があるが、当該情報を提供する「防災アプリケーション」単体ではダウンロードされにくいことから、「観光アプリケーション」機能と「防災アプリケーション」機能を合わせ持つアプリケーションを選定することとされた。

(2) 本件アプリの特徴

本件アプリの選定に際し、随意契約の理由とされた機能は次のとおりである。なお、当該機能のうちアについては平成26年7月30日に特許出願がなされ平成28年3月7日に公開、イについては平成26年6月23日に特許出願がなされ平成28年1月18日に公開されている。

ア スマートフォン画面上での目的地への方向表示機能

スマートフォンなどに対して、GPSにより現在地を測位し、測位した現在地から目的地に向かう方向を矢印で表示して利用者を誘導するものはこれまでもあったが、GPSによる目的地の測位は誤差が大きく、低精度であることから誤った方向を示す可能性があった。これを解決する手段として矢印の代わりに扇形図形を用いて移動先の方向を表示するものもあるが、扇形図形では進行方向の誤表示は避けられるものの、扇形に広がるどの方向へ進むべきかは判断が困難であり、そもそも方向表示に扇形図形はなじまない。

しかしながら、本件アプリで表示される矢印は、GPSにより測位した地点と次の地点を単に結ぶものではなく、その間に仮想地点を設けることによりGPSの測位誤差が吸収できるものであり、矢印が誤った方向を示すことを防ぎ、目的地への正確な誘導が可能となるものである。

イ 緊急時における避難所情報の提供機能

スマートフォンなどに対して、通常時は観光案内、旅行案内等の情報を提供し、緊急事態発生時には避難誘導情報を提供するシステムはこれまでもあったが、いずれも緊急避難時に現在の位置から避難場所までの経路を配信するようには構成されているものの、地震発生等の緊急避難時には、通信回線の倒壊等により地図情報の伝送が行えず、避難経路の表示を行えない可能性が非常に高かった。

しかしながら、本件アプリでは、緊急地震速報の受信とともに、地震による通信施設の倒壊のおそれのある数秒から数十秒間の内に、現在地を中心とした必要最低限の地図情報及び最寄りの避難所情報を取得し、これらの情報をスマートフォン等の本体に一時的に保持することが可能であることから、通信施設の倒壊等があった場合でも避難所までの地図を表示することができるものである。

(3) 本件アプリの選定経過

ア 商工課では平成26年度において、「にぎわいづくり」を目的とした「えびな元気にぎわい振興基本構想」の策定作業を行っており、ガイドツールとし

て観光アプリケーションを活用する予定であったところ、平成26年9月30日に、株式会社協和エクシオから商工課に本件アプリについて紹介があったため、当該企業から機能の説明を受けることとした。

イ 同年10月10日に、商工課担当者及びIT推進課担当者が株式会社協和エクシオ担当者から本件アプリの機能について説明を受けた。その際、緊急地震速報を受信した時は現在地から最も近い避難所へ誘導する機能があること、Lアラートにより地域の防災情報を流すことも可能であること及びLアラートと連携した観光アプリケーションは本件アプリが全国で初めてであるとの説明があった。

また、TIC東京（森トラスト・ホテルズ&リゾーツ株式会社が運営する月に約3万人の来場者がある東京駅に面した観光案内所）にも本件アプリのチラシを置き、海老名市をPRすることができる旨の説明があった。

ウ 株式会社協和エクシオの説明を受け、本件アプリについては前記（2）の機能面での特徴があること、観光アプリケーションとしてLアラートとの連携が全国初であることから本件アプリのダウンロードを促すことができること、同社の会社規模、資力、これまでの経営実績からアプリケーションのサービス提供開始後もサービスの継続性が確保できると見込まれること及び東京駅近辺においても海老名市をPRすることが可能となること並びに観光アプリケーションとLアラートが連携したアプリケーションは本件アプリしかなかったことから本件アプリを選定することとした。

なお、上記の理由により、機能について本件アプリと比較検討する製品がなかったことから公募型プロポーザルは実施しなかった。

（4） 本件契約の内容

本件契約の内容は、次のとおりである。

ア 契約相手方 株式会社協和エクシオ 南関東支店
執行役員支店長 後藤 英之

イ 契約締結日 平成27年5月11日

ウ 契約期間 平成27年5月11日から平成28年3月31日まで

エ 契約内容

- ・ 「海老名市E X T r a v e l」における海老名市専用クラウド型サービスの提供及び問い合わせ対応
- ・ 海老名市専用型クラウドの運用
- ・ スマートフォンのOSバージョンアップに伴う対応

オ Lアラート情報提供項目 別紙1のとおり

カ 契約金額 9,900,000円（契約金額の詳細は別紙2のとおり）

(5) 本件契約に係る事務手続の経緯

ア 平成27年1月16日、本件アプリの導入については、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）の活用ができることから平成26年度補正予算として計上及び繰越明許費の設定をすることとした。

イ 平成27年3月27日、平成27年海老名市議会第1回定例会において、本件予算を含む補正予算が可決された。

ウ 平成27年4月27日、海老名市予算決算会計規則（平成10年規則第21号）第64条の規定に基づき、本件契約に係る予算執行伺の作成がなされた。当該予算執行伺では、本件契約の締結に際しては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、見積徴取相手方を株式会社協和エクシオとすることとされ、その理由を記載した随意契約理由書（請求人が本件措置請求の証拠として提出しているもの）が添付されていた。そして、当該予算執行伺は、海老名市事務決裁規程（昭和49年訓令第2号）別表第1の（5）財務関係（その3）の規定に基づき経済環境部次長により決裁され、その後、契約検査課長に供覧された。

エ 平成27年5月8日、株式会社協和エクシオから本件契約に係る契約金額を990万円とする見積書が提出された。

オ 平成27年5月11日、前記エの見積書の提出を受け、海老名市予算決算会計規則第64条の2の規定に基づき、契約金額を990万円、契約期間を平成27年

5月11日から平成28年3月31日までとする支出負担行為書が作成された。そして、経済環境部次長の決裁の後、海老名市と株式会社協和エクシオとの間で本件契約の締結がなされた。

カ 平成27年10月1日、本件アプリの運用が開始された。

キ 平成28年3月31日、商工課職員による本件契約の履行内容に係る検査が行われ、履行内容の確認後、本件契約に係る請求書を株式会社協和エクシオ担当者から商工課職員が受理し、同日、本件契約に係る支出命令書を作成し、990万円を支出（株式会社協和エクシオ指定口座への入金日は平成28年4月28日である。）した。

3 判断の理由

請求人が本件措置請求で違法であると主張する事由について、前記2で認定した事実に基づき、当監査委員は、本件契約が法第242条第1項に規定する「違法又は不当な契約の締結」に当たるかについて、次のとおり判断する。

（1） 本件契約の違法性について

普通地方公共団体が行う契約の締結について、法第234条第1項は「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定し、同条第2項は「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定している。

そして、上記政令に当たる地方自治法施行令第167条の2第1項第2号では随意契約によることができる場合として、「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を掲げており、その解釈については、最高裁判所判決において、「当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いが無いが、必ずしもこのような場合に限定されるものではなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定

多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合もこれに該当するものと解すべきである。そして、上記のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である（昭和62年3月20日最高裁判決）。」とされている。

これを本件についてみると、本件契約については当該契約金額が990万円であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、海老名市契約規則第30条第6号で定めた50万円を超えることから、本来は法第234条第1項の規定により一般競争入札の方法をもって契約の締結が行われるべきものであるところ、本件アプリについては、他に同等の機能を有するアプリケーションが存在しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約としたものである。

スマートフォン向けの観光アプリケーション又は防災アプリケーションは本件アプリ以外にも存在するものではあるが、本件アプリの導入の目的は、防災アプリケーション単体ではスマートフォン利用者によるダウンロードがされにくい現状（平成26年10月時点）に鑑み、観光アプリケーションと防災アプリケーションが一体となったアプリケーションを導入することにより、海老名市来訪者に対して市内の案内情報のみならず、防災情報の提供を行う

こととするものである。

そして、本件アプリには、前記２の（２）に記載した「矢印表示機能」及び「避難所情報提供機能」という他のアプリケーションにはない機能を有することを理由とするものである。確かに請求人の主張するとおり、「矢印表示機能」が絶対的に必要なものであるとはいえない面はあるものの、「避難所情報提供機能」という特筆すべき機能を有するものである。

また、本件契約については、単にアプリケーションの開発を目的としたものではなく、開発後は本件アプリ利用者に対する安定したサービスの提供をも目的とするものである。本件契約に係る製作業務仕様書第８条には、「サービスの継続」として、「乙（受注者を指す。）はサービス開始日より５年間に於いて、業務停止等何らかの事情により、保守を除くサービスの全部または一部の遂行が困難となった場合、乙の業務を他の事業者等に代行させるなどの措置を行い、当該サービスの継続性を担保することとする。なお、他事業者の選定及び代行などの措置に関わる一切の費用は乙の負担とする。」と規定されているが、これは、本条をもって他の事業者によるサービス提供を是とするものではなく、受注者による安定したサービスの提供を求めているものである。本件契約の相手方は、その会社規模及びこれまでの実績からも安定したサービスの提供が行えると思料されるものである。

以上のことから、本件契約においては、本件アプリの機能のみならず、本件アプリのサービス提供開始後におけるサービス体制の点から、契約相手方の資力、信用、技術、経験等に着目し、本件契約の相手方を定めたことを是認するに足りる理由があるというべきものであり、契約担当者の裁量権に逸脱又は濫用があったとは認められない。

（２） 本件契約に係る金額の妥当性について

本件契約については、本件アプリの開発のみならず、本件アプリの運用開始後における保守業務を行うことが含まれていることは、製作業務ソフトウェア仕様書においてアプリケーションの動作に関する問い合わせ業務につい

て規定されていることから明らかである。本件アプリの運用開始は平成27年10月1日であるから、同日から平成28年3月31日までの保守費用も本件契約金額に含まれるものである。

本件契約に際して、商工課において株式会社協和エクシオから見積書を徴取したものではあるが、IT推進課による精査は行われていなかったことから、本件措置請求に伴い、事後検証として、資力、技術、実績等からアプリケーションのサービス提供開始後も安定した保守業務を提供することが可能であると思料される富士通株式会社神奈川支社に、本件契約と同様の内容で業務を委託した場合における見積りを依頼したところ、その見積金額は次のとおりであった。なお、前記2の(2)に記載した本件アプリの機能については特許出願中であるため、見積金額には当該機能に係る費用は含まれていない。

項 目	金 額 (円)		
	株式会社 協和エクシオ	富士通 株式会社	差額
開発費用	4,286,667	4,800,000	△513,333
アプリケーション開発費	2,800,000	3,200,000	△400,000
導入支援	2,080,000	2,700,000	△620,000
小 計	9,166,667	10,700,000	△1,533,333
消 費 税	733,333	856,000	△122,667
合 計	9,900,000	11,556,000	△1,656,000

上記の見積り結果からすると、本件契約に係る金額が著しく高価であるとは言えず、また、請求人の「開発期間は1か月程度のものであり、2名分の人件費で330万円程度である。」との主張は、その積算根拠は明らかではないが、アプリケーションの開発のみに要する費用を積算したものと言え、運用開始後の費用については含まれていないと判断できる。

よって、請求人が主張する本件契約が990万円をもって締結されたことに

より、海老名市が660万円の損失を受けたとは認められない。

(3) 結論

以上のことから、本件契約について違法又は不当性は認められないため、経済環境部長及び商工課長に費用の補てんを求めることには理由がない。

4 監査委員の意見

本件措置請求については、既に述べたとおりその請求を棄却としたものであるが、I T関連予算の積算事務及び随意契約に関する事務について、改善すべき点があったので、次のとおり意見を付す。

(1) I T関連予算について

I T推進課の説明によれば、当初予算に計上を予定するI T関連予算についてはその内容、金額等について「情報システム導入事前協議調書」により精査を行っているものの、補正予算に計上を予定しているI T関連予算については所管課からの相談、企画財政課からの照会等がない限り、予算計上の情報を得られないことからI T推進課による精査は行われていないとのことであった。

しかしながら、当初予算及び補正予算については、予算計上の時期が異なるものの、予算化に際してはその本質に差異があるものではなく、異なる取扱いをすることに合理的な理由はない。

したがって、補正予算に計上する場合であっても当初予算と同様に、I T関連予算についてはI T推進課と協議を行うように改善する必要がある。

(2) 公募型プロポーザルの実施について

I T関係システムの導入に際しては、新たにシステムのすべてを開発する場合よりも、I T関係事業者が開発したシステムの中から海老名市が欲する機能を最も満たすシステムを選定することになる場合がほとんどであると思料される。その場合、機能面及び金額面から総合的に比較検討を行い、選定する必要があり、選定の公平性及び透明性を確保する上からも、公募型プロ

ポータルの実施による選定に努められたい。

5 その他事項

請求人から提出された証拠及び市関係職員への陳述の聴取において商工課から監査委員に対し提出された資料は次のとおりである。

(1) 請求人

ア 海老名市職員措置請求書

イ スマートフォンアプリ「海老名市E X T r a v e l」制作業務委託契約書
(発注者及び受注者の押印面のみ)

ウ 上記イの契約に際しての随意契約理由書

エ 地方自治法施行令条文抜粋（第167条の2 関係）

オ 公開特許公報（発明の名称「緊急避難時情報提供システム」）

カ 公開特許公報（発明の名称「画面表示装置及び画面表示システム」）

キ 請求人陳述時説明資料（「えびな元気ナビ」発注における不当）

(2) 商工課

ア スマートフォンアプリ「海老名市E X T r a v e l」制作業務委託契約書
(契約書一式)

イ 他社製品との比較検討内容について

ウ 本件アプリ導入に際しての検討から決定までの経過

エ 本件アプリの機能内容説明資料

Lアラート情報提供項目

No.	情 報 種 別
1	災害対策本部設置状況
2	避難勧告、指示
3	避難所情報
4	一時滞在施設情報
5	被害情報
6	お知らせ
7	イベント情報
8	国民保護情報
9	河川水位情報
1 0	雨量情報
1 1	潮位情報
1 2	水位周知河川
1 3	気象特別警報・警報・注意報
1 4	気象警報・注意報
1 5	土砂災害警戒情報
1 6	指定河川洪水予報
1 7	記録的短時間大雨情報
1 8	竜巻注意情報
1 9	津波警報・注意報・予報
2 0	津波情報
2 1	沖合の津波観測に関する情報
2 2	震度速報
2 3	震源に関する情報
2 4	震源・震度に関する情報
2 5	地震の活動状況等に関する情報
2 6	地震回数に関する情報
2 7	顕著な地震の震源要素更新のお知らせ
2 8	噴火警報・予報

契約金額内訳詳細

項 目	単位	数量	単 価	合 計	備 考
1 開発費用					
EXTravel 基本パッケージ ・施設検索・案内機能 ・自由に街歩き機能 ・あすすめ街歩き機能 ・ARカメラ機能 ・SNS投稿機能 ・避難場所関連情報表示機能 ・Lアラート連携機能 ・お知らせ小窓機能 ・管理者用コンテンツ管理機能（平日9時～17時対応）	式	1	4,286,667	4,286,667	
小 計				4,286,667	
2 アプリケーション開発費					
緊急地震速報連携 （Jアラート地震）	式	1	1,420,000	1,420,000	
閲覧ランキング機能	式	1	1,240,000	1,240,000	
利用規約	式	1	140,000	140,000	
小 計				2,800,000	
3 導入支援					
多言語対応(自動翻訳) 1言語あたり	式	4	210,000	840,000	英語、中国語(2言語)、 韓国語
観光コンテンツ登録代行 150コンテンツあたり	式	2	350,000	700,000	
防災コンテンツ登録代行 150コンテンツあたり	式	2	140,000	280,000	
音声収録(30コンテンツ)	式	1	260,000	260,000	
小 計				2,080,000	
合 計				9,166,667	
消 費 税				733,333	
総 合 計				9,900,000	